

## 住宅用火災警報器を点検してみよう！

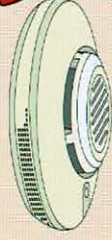
### 【点検方法は簡単！】

製造会社により若干の違いがありますが、基本的には次のいずれかです。



ボタンを押す！

または



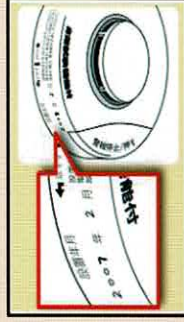
ひもを引く！

**重要！**

設置から10年を目安に**本体交換**をしましょう！

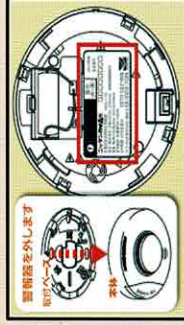
### 【設置時期を調べるには】

住警器の本体には、設置年月を記入する欄があります。もし未記入の場合は、本体内側にある製造年が目安になります。



設置年月で確認！

設置時に記入した設置年月を確認



製造年で確認！

中面に貼られている銘板で確認

※**住警器の耐用年数は概ね10年**です。設置から10年を超えると、電子部品の劣化等による故障により正常に作動しなくなる危険が高まるので、**点検の結果に関わらず交換**をおすすめします。

## 地域で安心！『共同購入』のすすめ

『共同購入』とは、町会・自治会で購入する業者、製品などを選び、町会・自治会員の皆様がまとめて住警器を購入する方法です。共同購入では、次のようなメリットがあります。

- ① ① 次回の交換時期が同時期になり、交換忘れを防ぐことができます。
- ② ② 大量に一括購入することで、市場価格より低価格で購入できます。
- ③ ③ 悪質な訪問販売から被害を防止できます。
- ④ ④ 地域の繋がりが深まります。

※共同購入に際しては、説明会等も実施しますので、消防署にご相談ください。  
なお、消防署では、特定の業者の斡旋や補助事業は行っておりません。

業者によって、  
住警器本体・取り付け  
(取り外し)・処分費・出張費が  
異なります。よく相談して、  
納得のいく業者を選んで  
ください。

## ご存じですか？住宅用火災警報器の廃棄方法

住警器を誤った方法で廃棄したため、電池切れ警報が鳴り消防隊が出場する事案が発生しています。  
適切な方法で廃棄しましょう。新宿区の廃棄方法は以下のとおりです。

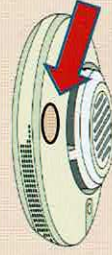
住警器本体	電池
電池を取り外し、月2回の「金属・陶器・ガラスごみ」の収集日に廃棄してください。	住警器本体から取り外し、週1回の資源の回収日に廃棄してください。
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新宿区以外にお住まいの方は、各区市町村で定められた廃棄方法に従って廃棄してください。</li> <li>■ 新宿区にお住まいで廃棄方法についてご不明な方は、新宿区役所へお問い合わせください。</li> </ul>	
新宿区役所 TEL 03-3209-1111 (代表電話)	



## 住宅用火災警報器を点検してみましょう！

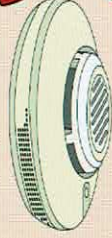
### 【点検方法は簡単！】

製造会社により若干の違いがありますが、基本的には次のいずれかです。



ボタンを押す！

または



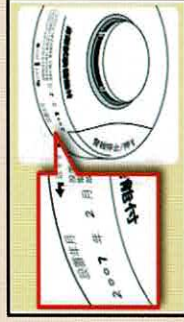
ひもを引く！

**重要！**

設置から10年を目安に**本体交換**をしましょう！

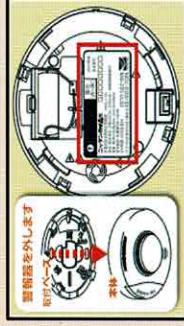
### 【設置時期を調べるには】

住警器の本体には、設置年月を記入する欄があります。もし未記入の場合は、本体内側にある製造年が目安になります。



設置年月で確認！

設置時に記入した設置年月を確認



製造年で確認！

中面に貼られている銘板で確認

※**住警器の耐用年数は概ね10年**です。設置から10年を超えると、電子部品の劣化等による故障により正常に作動しなくなる危険が高まるので、**点検の結果に関わらず交換**をおすすめします。

## 地域で安心！『共同購入』のすすめ

『共同購入』とは、町会・自治会で購入する業者、製品などを選び、町会・自治会員の皆様がまとめて住警器を購入する方法です。共同購入では、次のようなメリットがあります。

- ① 次回の交換時期が同時期になり、交換忘れを防ぐことができます。
- ② 大量に一括購入することで、市場価格より低価格で購入できます。
- ③ 悪質な訪問販売から被害を防止できます。
- ④ 地域の繋がりが深まります。

※共同購入に際しては、説明会等も実施しますので、消防署にご相談ください。  
なお、消防署では、特定の業者の斡旋や補助事業は行っておりません。

業者によって、

住警器本体・取り付け  
(取り外し)・処分費・出張費が  
異なります。よく相談して、  
納得のいく業者を選んで  
ください。

## ご存じですか？住宅用火災警報器の廃棄方法

住警器を誤った方法で廃棄したため、電池切れ警報が鳴り消防隊が出場する事案が発生しています。  
適切な方法で廃棄しましょう。新宿区の廃棄方法は以下のとおりです。

住 警 器 本 体	電 池
電池を取り外し、月2回の「金属・陶器・ガラスごみ」の収集日に廃棄してください。	住警器本体から取り外し、週1回の資源の回収日に廃棄してください。
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新宿区以外にお住まいの方は、各区市町村で定められた廃棄方法に従って廃棄してください。</li> <li>■ 新宿区にお住まいで廃棄方法についてご不明な方は、新宿区役所へお問い合わせください。</li> </ul>	
新宿区役所 TEL 03-3209-1111 (代表電話)	